

令和元年第2回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 令和元年6月24日(月) 午前9時30分から

(2) 場 所 輪島市役所4階 第1会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員 12名

(欠席)	6番 坂下 正幸	11番 田上 正男
2番 池端 共栄	7番 石倉 稔	12番 安 津久人
(欠席)	8番 谷内 吉夫	13番 田中 喜義
(欠席)	9番 山本 秀夫	14番 新澤 晟
5番 山本 恒雄	10番 森谷 正美	15番 山崎 覺治

(2) 欠席委員

1番 北濱 陽子 3番 谷内 誠一 4番 奥堂 敏春

(3) 出席農地利用最適化推進委員

輪島1番 宇羅 恒一 門前4番 高木 友龍

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 坂出 和彦

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

(1) 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

(3) 議案第7号 非農地証明願について

7 報告事項

(1) 報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出について

8 議事

開会 9 : 3 0 閉会 1 0 : 0 1

事務局長	委員 3 名が欠席で、推進委員 2 名が出席しています。 それでは会長よろしく申し上げます。
議 長	(会長からの挨拶) それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、1 2 名であります。農業委員会等に関する法律第 2 1 条第 3 項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第 2 回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議 長	会期についてお諮りいたします。会期を本日 1 日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日 1 日といたします。
議 長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号 7 番 石倉 稔 委員及び 議席番号 1 0 番 森谷 正美 委員の両委員を指名いたします。
議 長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第 5 号】の農地法第 3 条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事 務 局	議案書 2 ページをご覧ください。議案第 5 号の農地法第 3 条の規定による農地等の所有権設定許可申請承認についてです。今月は 5 件です。 【議案第 5 号、1 番から 5 番を議案書をもとに朗読】 以上、合計 10 筆 5, 678. 30 m ² で内訳は田が 5, 250 m ² 、畑が 428. 30 m ² で

	<p>す。申請地については農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>それでは申請番号1番と2番について地区担当推進委員輪島1番 宇羅恒一 委員よりご意見をお願いいたします。</p>
宇羅委員	<p>はい、推進委員の宇羅恒一です。申請番号1番について現地確認しました。田については周りも田を作っており、畑については寺地の山の方で昔の畑であり山林に直した方が良いのではないかとも思いますが、現状はこのまま借り受けているとの事なので周りには影響ないと考えております。2番についても同様です。以上です。</p>
議 長	<p>次に申請番号3番と4番について地区担当委員議席番号10番 森谷正美 委員よりご意見をお願いいたします。</p>
森谷委員	<p>はい、3番と4番について説明します。3番4番については18日に譲受人から聞き取り調査をしました。地図でわかるとおり分筆されていますが現状は1枚の3反歩の田んぼになっています。現在は別の方が作っているんですが来年はだれが作るか決まっておらず譲受人が親族という事で譲り受けたという事でした。以上です。</p>
議 長	<p>次に申請番号5番について地区担当委員議席番号12番 安 津久人 委員よりご意見をお願いいたします。</p>
安 委員	<p>12番安です。事前に調査をしましたので報告します。5ページの位置図のとおり譲受人の田んぼの端であります。1枚の田として耕作しており所有権移転しても耕作には何ら関係はないと思いますのでよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p>

【議案第 5 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。

各 委 員 （「異議なし」との声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。
よって【議案第 5 号】は、原案どおり可決決定いたします。
次に、市長より提出のあった【議案第 6 号】の農地法第 5 条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事 務 局 議案書 7 ページをご覧ください。議案第 6 号の農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は 1 件です。

【議案第 6 号、1 番を議案書をもとに朗読】

合計 4 筆 644 m²で内訳は田が 644 m²です。
1 番について、転用目的は共同住宅建設用地であり、申請地は用途地域が定められている区域の農地であることから第 3 種農地であり、原則許可であります。

議 長 それでは申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 1 2 番 安 津久人委員よりご意見をお願いいたします。

安 委員 議席番号 12 番の安です。21 日の現地調査の時には欠席しましたが事前に調査してありますので報告いたします。8 ページの位置図のとおり国道 249 号いわゆる輪島バイパスの付近でございます。コメリの駐車場に面したところであります。当箇所は写真で見たとおり耕作されておらず転用の目的は共同住宅ですが別段支障がないものと思われまますのでよろしく申し上げます。

議 長 それではこれより質疑を許します。

各 委 員 （意見・質疑なし）

議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第 6 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第 6 号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に、市長より提出のあった【議案第 7 号】の非農地証明願について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書 10 ページをご覧ください。議案第 7 号の非農地証明願承認についてです。今月は 1 件です。</p> <p>【議案第 7 号、1 番を議案書をもとに朗読】</p> <p>合計 1 筆 241 m²で内訳は畑が 241 m²です。</p> <p>1 番について、数十年前より植林されており、現在は山林・原野化しています。</p>
議 長	<p>それでは申請番号 1 番について地区担当推進委員門前 4 番 高木 友龍委員よりご意見をお願いいたします。</p>
高木委員	<p>はい、門前 4 番高木です。申請の場所に山本職務代理と確認してきました。昔、畑だったところが草ぼうぼうで上半分も背丈以上の草が生えており残りも木が生えている状態でした。人も入っていけない状況です。申請どおり非農地としてよろしいと思います。以上です。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第 7 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ござ</p>

	<p>いませんか。</p>
各委員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。 よって【議案第7号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【報告第3号】の農地法第3条の3の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案書13ページをお開きください。報告第3号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。今月は2件です。</p> <p>【議案書にもとづいて、農地の相続の届出の内容を朗読】</p> <p>合計53筆17,584.30㎡です。内訳は田が13,715.30㎡、畑が3,869㎡です。以上です。</p>
議長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各委員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですのでそれでは【報告第3号】を終わります。 以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。</p>
議長	<p>「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」については私から報告します。</p>
田上会長	<p>(田上会長より「1・1・1運動」の活動報告)</p>
議長	<p>それでは第2回輪島市農業委員会定例総会を閉会いたします。 どうもご苦労さまでした。</p>

令和元年6月24日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録

輪島市農業委員会会長

署 名 委 員 7 番

署 名 委 員 1 0 番
